

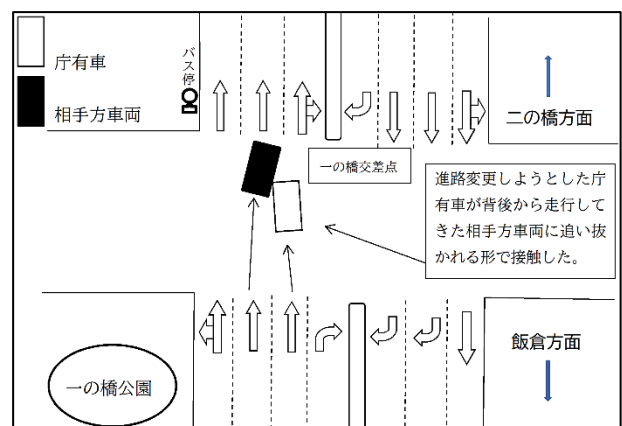
本件は、庁有車の交通事故の和解について専決処分しましたので、報告するものです。

【専決処分をした日（和解した日）】

令和5年7月20日

【概要】

令和4年10月6日港区麻布十番四丁目3番の都道高輪麻布線道路上において、職員が運転をしていた庁有車が左側車線に進路変更しようとしたところ、当該庁有車の左側を走行してきた相手方の普通貨物自動車と接触した交通事故により、当該普通貨物自動車及び当該庁有車が損傷を受けた損害について、和解により本件事件の早期解決を図ることとしたものです。



【損害の状況及び損害額】

庁有車の左ドアミラー及び相手方の自動車の右後方部が損傷しました。これに伴うそれぞれの損害額は次のとおりです。なお、お互いの運転者にけがはありません。

区：18,480円

相手方：401,786円

【責任の割合】

区：90% 相手方：10%

【和解事項】

○区は、相手方に対し、36万1,607円の支払義務があることを認める。

○相手方は、区に対し、1,848円の支払義務があることを認める。

○区及び相手方は、区と相手方との間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。